

月収額の計算方法

月収額の算出方法は、入居世帯全員の前年の所得税法における所得額の合計から、公営住宅法における控除額の合計を控除した金額を12で割った金額になります。

○入居世帯全員の前年の所得額(給与所得者の場合は給与所得控除後の金額)

	金 額
申込者の所得	円
同居親族の所得 1	円
同居親族の所得 2	円
所得額合計 ①	円

※法律により非課税とされている各種の年金(障害年金、遺族年金、福祉年金等)については所得金額0円として計算してください。

○公営住宅法の控除額

項 目	(金 額 × 人 数 = 控 除 額)		
	金 額	人 数	控 除 額
基礎控除 (申込者及び同居者で、給与所得または公的年金等に係る雑所得が10万円以上ある人)	一人につき10万円	人	万円
同居親族及び遠隔地扶養親族(申込み者を除く)	一人につき38万円	人	万円
老人の扶養親族(70歳以上)	一人につき10万円	人	万円
特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	一人につき25万円	人	万円
障害者(一般)	一人につき27万円	人	万円
特別障害者(1・2級)	一人につき40万円	人	万円
寡婦	一人につき27万円以内	人	万円
ひとり親	一人につき35万円以内	人	万円
控除額合計 ②			万円

○月収額の計算

$$\left(\boxed{\text{所得額合計 ①}} - \boxed{\text{控除額合計 ②}} \right) \div 12 = \boxed{\text{月収額}}$$

月収額が、一般階層で158,000円以下、裁量階層で214,000円以下であれば申込みできます。

【計算例】

父 (32歳、会社員) ・母 (32歳、パートタイム) ・子ども (小学1年生) ・子ども (5歳) の場合・・・

○入居世帯全員の前年の所得額 (給与所得者の場合は給与所得控除後の金額)

	金 額
父 (申込者) の所得	3,500,000円
母 (同居親族1) の所得	360,000円
子 (同居親族2) の所得	0円
子 (同居親族3) の所得	0円
所得額合計 ①	3,860,000円

○公営住宅法の控除額

項 目	(金額 × 人数 = 控除額)		
	金 額	人 数	控 除 額
基礎控除 (申込者及び同居者で、給与所得または公的年金等に係る雑所得が10万円以上ある人)	一人につき10万円	2 人	20万円
同居親族及び遠隔地扶養親族(申込み者を除く)	一人につき38万円	3 人	114万円
老人の扶養親族(70歳以上)	一人につき10万円	人	万円
特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	一人につき25万円	人	万円
障害者(一般)	一人につき27万円	人	万円
特別障害者(1・2級)	一人につき40万円	人	万円
寡婦	一人につき27万円以内	人	万円
ひとり親	一人につき35万円以内	人	万円
控除額合計 ②			134万円

○月収額の計算

$$\left(\boxed{\text{所得額合計 ①}} - \boxed{\text{控除額合計 ②}} \right) \div 12 = \boxed{\text{月収額}}$$

$$\left(3,860,000 \text{円} - 1,340,000 \text{円} \right) \div 12 = 210,000 \text{円}$$

この世帯は、小学校就学前の同居者がいるため裁量階層(月収基準214,000円以下)となり、月収が基準以下のため申込みできます。